金沢法学論文投稿規程

第１条　金沢法学には、金沢大学人間社会研究域法学系の教員の他に別表 1 に掲げる者が論文を投稿できる。ただし、別表１に掲げる者は、法学・政治学を専門とする本学教員で法学系に所属していない者および名誉教授を除き、投稿前に法学系会議において執筆資格の承認を得る必要がある。
２　法学系教員以外の者であっても、法学系教員との共著論文であれば、法学系会議の承認を得ることなく金沢法学に投稿できる。

第２条　金沢法学に投稿できる論文は、未発表の原稿に限る。

第３条　日本語原稿の場合、投稿論文の分量は最大で 30,000 字以内とする（参考文献、図表等を含む)。図表等は、刷り上がり 1 頁を占める場合には 900 字、半頁の場合には 450 字と換算するものとする。
２　外国語原稿の場合、投稿論文の分量は最大で 12,000 語（words）以内とする（参考文献、図表等を含む)。図表等は、刷り上がり 1 頁を占める場合には 360 語（words)、半頁の場合には 180 語（words）と換算するものとする。
３　投稿論文 1 本あたりの分量が上記最大字数を超過する場合には、同一タイトルによる次号以降の連載を認める。ただし、同一タイトルの連載は数回に止めることが望ましい。
４　連載を認められた投稿論文は、そのタイトルおよびサブタイトルを各号で変更してはならない。

第４条　投稿論文の内容は、金沢大学研究者行動規範および金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」倫理指針等が示す研究倫理の観点から、金沢法学への掲載にふさわしいものでなければならない。
２　投稿論文は、原稿の体裁（文献引用等）が学術論文として適切なものでなければならない。
３　投稿論文の内容が、人を対象としたサーベイ（アンケート調査）や実験による調査結果のデータにもとづくものである場合、当該調査は、原則として金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」に関する倫理審査、あるいは他大学や学会等の倫理審査を受け、承認されていなければならない。

第５条　投稿論文の主題は、法学・政治学に関わるものであれば、特に限定しない。

第６条　投稿論文の執筆申込は、年に 2 回、機関誌編集委員会が通知する期日までに行わなければならない。
２　投稿論文の執筆申込および論文の提出は、機関誌編集委員会宛に行うものとする。

第７条　投稿論文の掲載の可否は、査読委員会が審査結果を踏まえて決定し、執筆者に電子メール等で結果を通知する。
２　査読委員会が、「掲載不可」および「必要な修正をした上で掲載可」と判断した場合には、その理由を付して執筆者に結果を通知する。
３　「必要な修正をした上で掲載可」となった投稿論文は、査読委員会が通知した日から起算して 2 週間以内に修正稿を査読委員会へ提出できる。ただし、その際に執筆者は、査読委員会からの修正指示への対応がわかる別紙を作成し、修正稿と合わせて査読委員会に提出しなければならない。

第８条　執筆者による校正は、初校と再校の 2 回を原則とする。
２　査読を経た原稿を校正段階で大幅に修正・加筆することは、誤植等の修正を除き、認められない。査読委員会の了承なく、校正段階で大幅に修正・加筆された原稿は、査読委員会により「掲載不可」と判断される場合がある。
３　執筆者は、校正原稿を遅滞なく返送しなければならず、期日までに返送されない場合には、入稿原稿のまま公刊されることがある。

別表１

<table>
<tr><th></th><th>区　分</th><th>執筆資格承認申請書以外に必要な書類</th></tr>
<tr><td>（1）</td><td>法学・政治学を専門とする本学教員で、系に所属していない者</td><td rowspan="2">不　要</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>名誉教授</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>本学法学系に所属していた者</td><td>法学系教員 1 名以上の意見書</td></tr>
<tr><td>（4）</td><td>法学系教員が主任指導教員となっている大学院人間社会環境研究科の院生及び大学院法学研究科法学・政治学専攻の院生</td><td>完成原稿
指導教員の意見書
指導教員を除く法学系教員 1 名以上の推薦書</td></tr>
<tr><td>（5）</td><td>大学院法学研究科法務専攻の院生</td><td>完成原稿
研究を指導した法務専攻専任教員の意見書
法務専攻専任教員を除く法学系教員 1 名以上の推薦書</td></tr>
</table>

（6）	交流協定校の教員	法学系教員 1 名以上の意見書
（7）	その他法学系会議が相当と認めた者	法学系教員 1 名以上の紹介状、意見書及び推薦書

注：「意見書」は、当該論稿を「金沢法学」に掲載する必要性を理由づける書面、「推薦書」は、当該論稿が「金沢法学」に掲載するだけの学術的価値を備えたものであることを理由づける書面、「紹介状」は、申請者と法学系との関係を明らかにする書面である。

付則　本規程は、2022 年 6 月 1 日より施行する。